

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、中長期的な企業価値の向上を目指した経営を推進するための基礎として、当社の企業規模に適したコーポレート・ガバナンス体制の構築とその強化に取り組んでいます。具体的には、次の三つを実施することで、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

- a.執行側から独立した社外取締役を含む取締役会が、経営に対する実効性の高い監督を行い、透明かつ公正な経営の仕組みを構築する。
- b.取締役会が経営に関する基本方針やその他重要事項について決定するとともに、役員と各本部長等により構成される経営会議を毎月開催し、業務執行に関する迅速な意思決定を行う。
- c.監査役は、社外取締役や内部監査室、会計監査人と緊密な連携を図ることにより、有効性、実効性の高い監査を実施する。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
村山 哲朗	1,100,000	30.01
室町ケミカルグループ従業員持株会	284,000	7.75
青木 淳一	250,000	6.82
服部 英法	150,000	4.09
楽天証券株式会社	139,200	3.80
大辻 正高	75,000	2.05
穂苅 久美	75,000	2.05
SMBC日興証券株式会社	70,900	1.93
高宮 一仁	42,500	1.16
松井証券株式会社	41,200	1.12

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	5 月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山本 洋臣	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 洋臣	○	---	監査法人での監査経験及び会計事務所経営を通じての会社の経営に関する豊富な知識・経験に基づき、経営計画、事業戦略等についての助言を頂くことで、経営体制の強化ができると判断したため、また、当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	1	0	2	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	1	0	2	社内取締役

補足説明

取締役及び監査役の指名・報酬等に係る取締役会の機能の公正性・透明性・独立性・客観性を高めるとともに説明責任を強化し、当社コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として2021年6月に指名・報酬委員会を設置しました。社外取締役1名、社外監査役2名及び社内取締役2名の計5名で構成され、委員は取締役会にて選定されます。委員長は委員会にて選定されます。事務局は人事を担当する組織の責任者が務めております。

2021年6月14日現在、委員長及び委員は次の通りになります。

[委員長]

・代表取締役社長 青木 淳一

[委員]

・社外取締役(独立役員) 山本 洋臣

・社外監査役(独立役員) 高橋 智

・社外監査役(独立役員) 井口 浩明

・取締役 管理本部長 井内 聡

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は内部監査室、会計監査人と緊密な連携を保つため、定期的に連絡会を開催するなど積極的に情報交換を行い、監査の有効性、効率性を高めております。

具体的には、内部監査室から、年度監査計画や監査結果の報告書が監査役に提出され、必要に応じ、内部監査室の実査などにも同行しております。また、四半期に一度実施している定例でのミーティング以外でも、随時打合せを持ち、内部監査結果の報告や、リスク管理、コンプライアンスなどに関する意見交換を行っております。また、監査法人を交えた三様監査については期首に日程を打合せするとともに、各監査計画の打ち合わせを行った後、計画に従って監査結果の共有と意見交換を四半期に1回実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高橋 智	他の会社の出身者													
井口 浩明	税理士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋 智	○	----	IPO支援サービスを提供する会社の代表であり、以前上場企業での管理部門責任者及び社外監査役経験があること、また、現在当社以外の社外監査役も1社務められており、経営・財務・会計等に関する相当程度の知見を有しているため、また、当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員に指定いたしました。
井口 浩明	○	----	税理士資格を有し、博多税務署長を務められるなど、税務署での長い経験があり、財務・会計・税務面での相当程度の知見を有しているため、また、当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員に指定いたしました。

[独立役員関係]

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社での過去のストックオプション実施内容は下記のとおりです。
[第1回新株予約権]
目的となる株式の数 430,950株
1株あたり払込金額 92円
付与対象者 取締役6名および使用人53名

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与は、会社の業績向上に対するインセンティブであるとの認識のもと、一部経営幹部のみならず従業員にまで付与対象者の範囲を広げることがより効果的かつ合理的であると考えております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

第74期に取締役を支払った報酬の総額は121,970千円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の個人別の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、各取締役の役割、貢献度、業績の評価に基づき、取締役会から一任された代表取締役社長が決定する方針としております（改定時期は毎年8月を基本としますが、毎年改定することを前提とはしていません。）。なお、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重して決定することとしております。

取締役の報酬は月毎に支払う基本報酬（固定額）のみとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

選任スタッフは配置していませんが、必要に応じ各部門が対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

企業統治の体制の概要は以下のとおりです。

当社は会社の機関として、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しており、取締役会は取締役8名で構成されており、うち1名が社外取締役であります。監査役会は監査役3名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。

取締役会は年12回定期的に開催されるほか、必要に応じて臨時招集できる体制となっております。取締役会では、業務執行上の重要な事項に関する意思決定や方針決定を行うほか、取締役の業務執行を監督しております。

また、業務執行の迅速化を図るため、取締役と各本部長および監査役等による経営会議を、毎月開催しております。

監査役3名は、取締役会に出席するほか、重要な会議に出席し、取締役の業務の執行を監視するとともに、適宜提言、助言を行い、年12回定期的に監査役会を開催しております。

責任限定契約の締結については、当社は定款において取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社は社外取締役及び社外監査役の全員との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が現状の体制を採用している理由は、この体制が当社の企業規模に即しており、透明・公正かつ迅速な経営とガバナンス強化に資するものと考えているからです。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の議案検討時間を十分に確保するため、出来るだけ早期の招集通知発送を予定しております。また、当社ホームページに招集通知を掲載する予定であります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、比較的株主総会の集中しない5月決算会社であります。多数の株主が株主総会に出席できるよう、株主総会開催日を検討してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題として認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後検討すべき課題として認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき課題として認識しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による 説明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページで公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、アナリスト・機関投資家向けに説明会を開催する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題として認識しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIR情報ページを設け、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、その他開示資料を適時掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	適時開示規程において、全てのステークホルダーに対して適時・適切な会社情報を提供することを規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「環境方針」を制定、公表し、周知徹底に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーへ正確な情報が伝達できるよう、情報開示にあたっては平易かつ具体的な記載を行うとともに、非財務情報の開示を積極的に進めるなどして、付加価値の高い情報開示を行う方針であります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に関する基本方針を制定しております。

『業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)に関する基本方針』

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制を整備する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1.コンプライアンスを確保するための基礎として、「室町ケミカル企業倫理基本方針」を定める。また役員は、コンプライアンス活動を率先垂範する。
- 2.コンプライアンス委員会を設置し、「室町ケミカル企業倫理基本方針」に基づき、コンプライアンス推進体制を構築し、コンプライアンス経営を推進する。
- 3.コンプライアンス委員会で決定された基本方針に基づき、コンプライアンス所管部門が取締役及び使用人への教育研修等の具体的な施策を企画・立案・推進する。教育研修を通じて、各人のコンプライアンスに対する意識向上を図る。
- 4.内部通報規程を定め、通報・相談窓口を社内・社外に設置することにより、不正行為の早期発見と是正を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会・取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「情報セキュリティ規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1.リスク管理委員会を設置して、当社及びグループ各社の事業活動に伴うリスクを的確に把握し、その顕在化を防ぐための施策を推進する。
- 2.危機管理規程に則り、各部門はその担当業務に関連して発生しうるリスクの管理を行う。全社的な管理を必要とするリスクについてはリスク管理委員会がリスクを評価した上で対応方針を決定し、これに基づき適切な体制を構築する。
- 3.リスク発生時には緊急対策本部を設置し、これにあたる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1.定例の取締役会を原則として毎月1回開催し、経営の基本方針など重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- 2.取締役会で決定された経営の基本方針などに則って業務を執行する執行役員を設置することで、業務執行と監督を分離し、意思決定プロセスの迅速化を図る。
- 3.業務執行に当たっては業務分掌規程、職務権限規程において責任と権限を定める。
- 4.取締役等の指名・報酬等に係る取締役会の機能の公正性・透明性・独立性・客観性を高めるとともに説明責任を強化し、当社コーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置する。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の管理は、事業部管掌取締役が統括し、毎月職務執行のモニタリングを行い、必要に応じて取締役会への報告を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

- 1.当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
- 2.補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1.取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
- 2.監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議に出席するとともに、主要な稟議書を閲覧する。
- 3.監査役はアドバイザーとしてリスク管理委員会に出席し、必要な報告を受ける。
- 4.監査役は内部統制システムの構築状況及び運用状況についての報告を取締役及び使用人から定期的に受けるほか、必要と判断した事項については取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- 5.監査役に対する報告をした者は当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1.監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門と緊密な連携を保ち、効率的・実効的な監査を実施する。
- 2.監査役の職務を執行する上で必要となる費用は、会社が支払うものとする。

9. 反社会勢力排除に向けた基本方針及び体制

- 1.市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して毅然とした姿勢で臨み、不当または不法な要求に一切応じないことを基本方針として「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、全役員・従業員に周知徹底する。
- 2.警察当局および暴力追放運動推進センター等の外部専門機関との連携による情報収集、組織的な対応が可能となる体制の整備、正常な取引関係を含めた一切の関係の排除に取り組む。

以上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力対応規程を制定し、規程第3条に基づき、反社会勢力に対する基本方針を策定し、運用しております。

『反社会的勢力に対する基本方針』

室町ケミカル株式会社は、反社会的勢力対応規程第3条に基づき、反社会勢力に対する以下の基本方針を策定し、運用する。

一、反社会的勢力からの不当要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せずに組織全体として対応し、反社会的勢力に対応する役員および従業員の安全を確保します。

一、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

一、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。

一、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行うものとします。

一、反社会的勢力の不当要求が、事業活動上の不祥事や役員及び従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引は絶対に行いません。また、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。

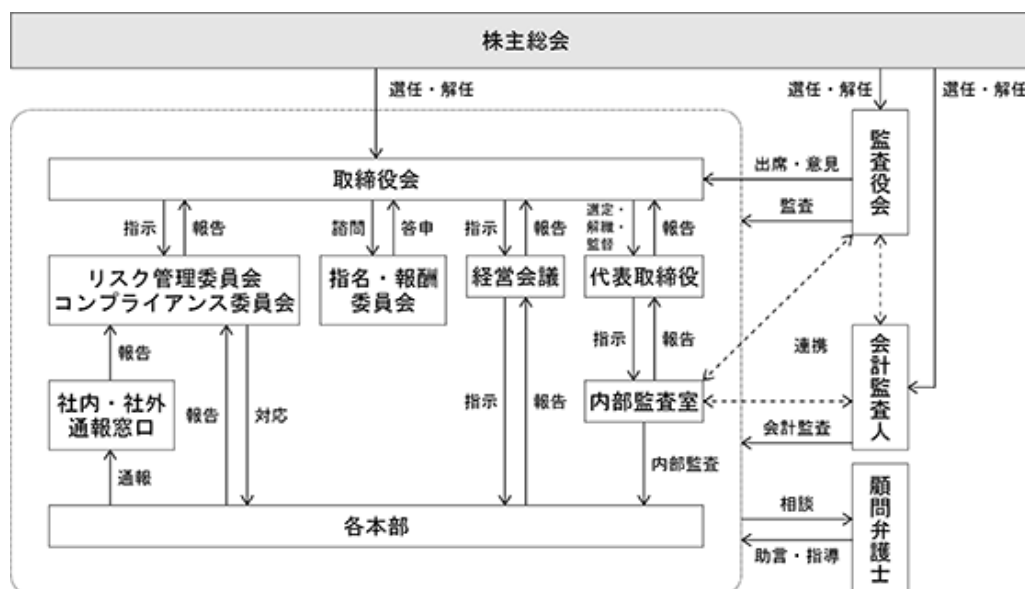
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

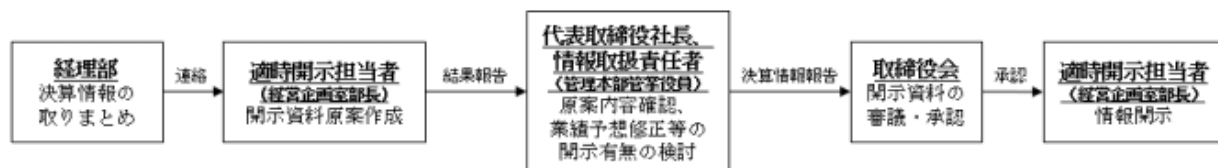
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

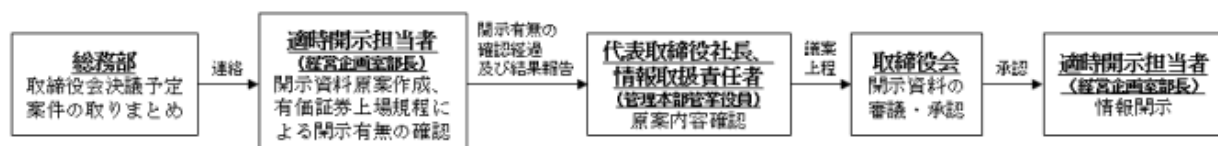


【適時開示体制の概要（模式図）】

当社に係る決算に関する情報等



当社に係る決定事実に関する情報等



当社に係る発生事実に関する情報

